

東広島市教育委員会定例会（令和3年3月）議事録

- 1 日 時 令和3年3月17日（水）午後1時50分～午後3時34分
- 2 出席者
 - (1)教育長 津森教育長
 - (2)委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、京極委員、島本委員、西村委員
 - (3)事務局 **【学校教育部】**
國廣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、小川学校教育部次長兼指導課長、田中教育調整監、鳴川学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、神笠学事課長、小島青少年育成課長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長、村上教育総務課主査
【生涯学習部】
大島生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、石井文化課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長
 - (4)書記 奥田主査
- 3 場 所 北館201会議室
- 4 議 題
 - (1) 報告事項
 - 報告第11号 臨時代理の報告について（県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申について **【非公開】**
 - 報告第12号 令和3年第1回東広島市議会定例会について
 - 報告第13号 令和2年度予算特別委員会について
 - 報告第14号 事務の移管に伴う補助執行について
 - 報告第15号 行政手続きの見直しに係る「押印等の見直し」に伴う東広島市例規（教育委員会関係分）の一部改正について
 - 報告第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の教育活動等の取組について
 - 報告第17号 東広島市地域づくり推進助成事業補助金交付要綱の廃止について
 - 報告第18号 東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について
 - 報告第19号 東広島市体育協会の名称変更について
 - 報告第20号 開館記念特別展「井上涼展 版画スリスリびじゅチュ館」の開催について
 - (2) 議案事項
 - 議案第6号 東広島市教育委員会公印規則及び東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
 - 議案第7号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会職務権限規程の一部改正について
 - 議案第8号 東広島市小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について

- 議案第9号 東広島市教育委員会後援取扱要綱の一部改正について
- 議案第10号 東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について
- 議案第11号 東広島市学校安全ボランティア表彰要綱の一部改正について
- 議案第12号 東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正について
- 議案第13号 東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について
- 議案第14号 東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部改正について
- 議案第15号 東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則の廃止について

(3) その他

- ア 令和2年度末辞・退職者辞令交付式及び令和3年度県費負担教職員辞令交付式について
- イ 史跡三ッ城古墳における器物損壊事件の発生について
- ウ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後1時50分

- 津森教育長：それでは、定足数に達していますので、令和3年3月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、坂越委員と京極委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、報告第11号は、県費負担教職員の任免その他の進退について内申することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第4号に該当するため、非公開としたいと思います。

委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、報告第11号は非公開とすることに決定します。

また、報告第11号につきましては、関係職員のみが説明員となりますため、すべての報告、議案審議、その他報告に続いて最後に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の傍聴希望はございますか。

- 直井学校教育部長次長兼教育総務課長：ございません。
- 津森教育長：分かりました。

それでは、早速でございますが、報告事項から入ります。

報告第12号 令和3年度第1回東広島市議会定例会について

- 津森教育長：報告第12号令和3年度第1回東広島市議会定例会について、説明をお願いします。
- 國廣学校教育部長：それでは、報告第12号令和3年第1回東広島市議会定例会につきましてご報告いたします。

資料1 ページをお願いいたします。

令和3年第1回市議会定例会は、2月10日から37日間の会期で行われ、このうち3月1日から代表質問、一般質問が行われました。

また、教育委員会関係議案につきましては、明日3月18日に審議される予定でございます。

2 ページをお願いします。

一覧表にございますとおり、このたびの代表質問、一般質問では3名の方から質問をいただきました。これに対する答弁につきまして、このとおりでございますけれども、その概要について簡単に説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

重森議員からは、学校教育におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）活用の基盤整備をするためのGIGAスクール構想について、3点質問をいただきました。

まず1点目、誰一人取り残すことのない学びを子供たちにどのように提供していくのかにつきましては、本市には教員が日々の授業づくりに対し熱心に研究を行い、実践につなげるという伝統があり、ICTの活用においても既に多くの学校から実践報告を受けている。また、各学校に情報担当教員を位置づけ、横のつながりを大切にした連携体制を整えるとともに、ICT支援員などの専門家による技術的なサポートや新たに発足させる情報教育推進室などの取組により、学校教育の情報化をさらに支援していくとの答弁をしております。

2点目、小学校の教科担任制をどのように進めるのかについて、4ページをお願いします。

既に、複数の小学校で教科担任制を導入しているが、学校の規模などによって様々な方法を検討する必要があり、引き続き県教育委員会と連携を進め、研究していくと答弁しております。

3点目、大学との連携については、広島大学など市内の大学と連携し、取組を拡大しているところであり、引き続き学校のICT活用に係る様々な連携事業を充実させていくとの答弁を行っております。

次に、7ページをお願いします。

奥谷議員からのSDGsの推進体制と理念普及や自発的な活動の促進についての質問につきましては、全ての学校で総合的な学習の時間や社会科、理科などでESD及びSDGsの17の目標を意識した学習を推進しているところで、引き続き学校の取組をSDGsと関連させながら、さらなる取組を推進していくと答弁しております。

次に、8ページをお願いします。

谷議員からのICTの利活用にマイナンバー制度を導入することの是非についての質問につきましては、文部科学省から個人情報保護の観点から、12桁のマイナンバーと教育データの紐づけは行わないとされており、今後国が示す方針について万

全なセキュリティ対策がされているかどうかを見極めながら、慎重に対応していくとの答弁を行っております。

学校教育関係については以上でございます。

- 大島生涯学習部長：続きまして、生涯学習部関係の対応につきまして報告いたします。

5ページをお願いいたします。

奥谷議員からは、市史編さんによる地域の歴史文化に対する理解と愛着の醸成につきまして、3点ご質問をいただきました。

まず1点目、市史編さんに取り組む背景についてでございますが、合併前の一部の町では町史の編さんがなされているが、それらの中身は一様ではなく様々で、またこれまで町史が作成されていない町もあり、市民や専門家の方々からは市全域を系統的に網羅した市史が必要ではないかといったような声も伺っている。こうしたことから、市全域の歴史や文化などを明らかにし、後世に伝えるとともに、市民の郷土に対する理解と愛着を深めるため、このたび東広島市史の編さんに着手することとしたとの答弁を行っております。

2点目は、市史編さんを進める上での課題についてでございますが、市史編さんのために必要な資料は多岐にわたっており、特に近現代の資料は膨大で、市史を編さんするためには膨大な作業時間と計画的に作業を行っていくための体制が必要であることから、まずは有識者の方々の意見を聞きながら基本方針及び基本計画を策定し、取り組むべき事項や方法を明らかにするとの答弁を行っております。

3点目は、市史の活用についてでございますが、基本的な歴史資料としての活用はもとより、簡易で分かりやすい小冊子を作成し、小・中学校の授業や生涯学習の講座など様々な場面で有効に活用していくと。

6ページをお願いいたします。

また、歴史マップや地域史などの作成に取り組んでいる地域と積極的に連携を取りながら、新たな歴史資料の掘り起こしも行うなど、地域の協力もいただくことで、市民にとってより親しみのある歴史書となり、東広島市への愛着の醸成や郷土愛の育成にもつながるものと考えている。本市の変遷の過程や地域の特性を通じて、地域の魅力の再発見につながる市史となるよう取り組んでいくとの答弁を行っております。

報告第12号令和3年度第1回東広島市議会定例会についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：ご意見、ご質問があればお願いします。
よろしいですか。

報告第13号 令和2年度予算特別委員会について

- 津森教育長：それでは、報告第13号令和2年度予算特別委員会についての説明をお願いします。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：報告第13号令和2年度予算特別委員会についてご報告申し上げます。

9ページをお願いいたします。

令和2年度予算特別委員会の審査につきましては、令和3年2月10日から3月16日までの日程で行われ、教育委員会関係分の審査につきましては2月19日に第1回目、3月9日に第2回目が行われました。また総括質疑が昨日16日に行われ、明日18日に議案審議が行われることとなっております。

教育委員会関係の主な予算概要につきましては、先月2月の定例会でご説明させていただいたとおりですが、予算特別委員会での主な質問、答弁につきましては、10ページから18ページが学校教育関係分、19ページから23ページまでが生涯学習部関係分にそれぞれ分けて掲載をしております。

本日は、質問をいただいた案件について簡単に報告をさせていただきます。

まず、10ページ、11ページにつきましては、教育総務課の案件といたしまして、学校施設のエアコン設置として体育館、特別教室、図書室等を含めた学校施設のエアコンの設置状況について、また校内ネットワークの整備として、GIGAスクール開始に伴う学校のネットワーク整備、通信環境の状況について、また来年度仮設校舎を設置する予定の平岩小学校、磯松中学校の将来の見通しについて、それぞれ質問をいただきました。

次の12ページから13ページにつきましては、青少年育成課の案件としてスペシャルサポートルームについて、また指導課の案件として各学校のSDGsに対する取組について、また理科系教育分野への興味関心助成について、また学事課の案件として自転車通学生徒のヘルメット購入費の補助について、また教職員の休職として健康診断に関わる医師の確保、また教職員の休職者の状況、またそれに対する対応や補充についてそれぞれ質問をいただきました。

次の14ページ、15ページにつきましては、学校給食センターの案件として学校給食費の公会計化開始に伴う給食費の徴収事務、また給食食材や地産地消について、また指導課の案件として教育支援者の配置について質問をいただきました。

次の16ページ、17ページにつきましては、指導課の案件として学校運営協議会の設置についてとして、学校と地域、また学校と住民自治協議会との関わり方や取組について、また来年度小・中学校へ導入する電子百科事典の概要について、また学事課の案件として就学援助制度について、また教育総務課の案件として学校施設長寿命化計画として今後の学校施設の整備計画や学校施設の有効活用について、それぞれ質問をいただきました。

最後、18ページにつきましては、学校給食センターの案件として、学校給食レトルトカレーの商品化について質問をいただきました。

学校教育部関係分については以上でございます。ここで説明員を交代いたします。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：続きまして、生涯学習関係分について報告をさ

せていただきます。

19ページをお願いいたします。

まず、生涯学習課の案件といたしまして、図書館以外でのＩＣシステムの活用につきましてご質問いただきました。また、スポーツ振興課の案件といたしまして、志和市民グラウンドの照明の撤去及び進入路の改善につきましてご質問をいただきました。

20ページをお願いいたします。

生涯学習課の案件といたしまして、中央図書館におけるカフェコーナーの拡充や、また10代、20代向けのエリアの整備につきまして、また今後の図書館の在り方ですとか、図書館の利用情報の管理、個人情報の管理につきましてご質問をいただきました。

21ページをお願いいたします。

スポーツ振興課の案件といたしまして、オリンピックの事前合宿の現状について、また文化課の案件として、文化財施設の集約や文化財施設の集約される場所の跡地の活用についてご質問をいただきました。

22ページをお願いいたします。

生涯学習課の案件として、生涯学習講座の広報のやり方、また放課後児童健全育成事業、これは市長部局内に移管される事務移管についてご質問をいただきました。そして、文化課の案件としまして、市史編さんについてと一番下でございますが、来年度の美術作品の購入について、またスポーツ振興課の案件として、下から2番目でございますが、八本松市民プールの跡地活用について、また23ページ、スポーツ振興業務の委託につきましてご質問をいただきました。そして最後に、生涯学習課の案件として、市民文化センターの指定管理業務について、どのような事業が実施できているのかということでご質問をいただきました。

それぞれご質問いただきまして、資料のとおりご答弁をさせていただいております。

報告第13号令和2年度予算特別委員会についての報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長：中身は非常にたくさん項目が議論されたわけでございますけども、委員の皆様から、ここのところをもう少し聞きたいとか、少し質問のある方がおられましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 渡部教育長職務代理者：学校でパソコンを一斉に使ったらトラブルになってうまくいかないという、そういう話が載っていましたが、これはよくあることなのでしょうか。
- 國廣学校教育部長：本市から渡したパソコンは、ウィンドウズを採用しまして、ウィンドウズは立ち上げ時にアップデートをずっとしておりますので、そうした時にまたアプリケーションを立ち上げると、ちょっとつながりにくいであるとか、重たいであるとか、そういった現象がありました。これは11月から1月ぐらいにかけての

現象でしたが、今は大分快適に使えるようになりました。ただ、インターネットに接続するところが、学校の立地や規模によって改善しなければいけないというところも分かってきましたので、現在、通信事業者と速度テストを行っています。そういった調査をして、改善すべきところは改善してまいります。

- 渡部教育長職務代理者：重大なトラブルはない、解決しているということですか。
- 國廣学校教育部長：解決しているといいますか、授業のやり方もいろいろ工夫してもらおうようにしております。例えば、大規模校で全員が一斉にインターネットをつなげるということになれば、当然つながりにくいという現象が生じますので、授業の始めから終わりまでずっとインターネットを使ってやるという内容ではなくて、オフラインでのICTの活用であったり、そういったものを組み合わせながらやっていただきたいというのがあります。初めの頃は、休校になるのを予想してグーグルのオンライン会議室などを使ってくださいということを書いてましたので、そういったことにチャレンジする学校が多かったようで、それでつながりにくいというようなこともありました。今はそういった授業の工夫であったりということで、大きなトラブルというのではないと思っております。
- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。
- 島本委員：ある中学校のことですが、一度に30人ぐらいでインターネットを使おうとすると速度が遅くなったということは現実にあるようで、時間割変更をお互いにしながらされていると聞きました。

あと、窓際の棚にそれぞれのタブレットを入れる戸棚があって、また大きなテレビもあって、教室がすごく狭いのです。いまさら教室を大きくはできないのですが、中学校の教室は本当に狭いですね。つり戸棚に入れるようになっていたらしいのですが、備付けの戸棚に収納することでかなり狭くなっています。
- 國廣学校教育部長：パソコンを入れる棚は充電庫といまして、これも補助金をもらっている関係で固定しなくてはいけないのです。最近の学校でしたら廊下を広めに取っていますので、固定できるスペースがあるのですが、古い学校などはそういった広い廊下がないので、やむを得ず学校の教室の中に設置しています。
- 島本委員：部活や通学のかばん、ヘルメットにと沢山あって、ちょっとしんどい教室になっていると思います。別件ですが、今日から洋式トイレの工事をされていましたが、これからどんどん進むのですか。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：洋式トイレは、今、洋式率の低い学校から優先的に整備を進めていまして、5か年計画で今年度が3年目になります。今年度と昨年度は主に体育館、災害が起きたときのことを想定して体育館を中心に洋式トイレを進めてきております。引き続き来年度、再来年度、4年目、5年目かけてこれからもやっていく予定にしていますので、全てというわけにはいかないんですけども、今から洋式化等も随時広げていきたいと思っております。
- 津森教育長：そのほかにございませんか。
- 京極委員：12ページのSDGsの取組ですが、今、世界的にもこの取組が行われてい

るので、小・中学校ぐらいから行うように、今後検討して頂いた方がよいと思います。

- 小川学校教育部長兼指導課長：SDGsにつきましては、本市はSDGs未来都市に指定されていますし、そういったところを周知したり、各学校がそれぞれ取組を進めたりしておりますので、市内の全学校へアピールして徐々に広めていきたいと考えております。
- 京極委員：お願いします。
- 津森教育長：ほかにはよろしいですか。
それでは、次へ参ります。

報告第14号 事務の移管に伴う補助執行について

- 津森教育長：報告第14号事務の移管に伴う補助執行について、説明をお願いします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：報告第14号を説明させていただく前に、来年度、令和3年度は組織改正を予定しておりますので、来年度の組織改正について簡単に説明をさせていただければと思います。

別冊の資料のA3のこちらの資料を見ていただければと思います。

全庁的な組織機構の見直しにつきましては、平成28年4月に総合的見直しを実施したところがございますが、その後4年を経過する中で、社会情勢の変化や新たな政策課題への対応、また昨年度策定した第5次総合計画に効果的、効率的に対応するため、組織改革を実施するものでございます。

赤字が改正点になりますが、主な改正点について申し上げますと、まず市長直轄の職として、防災対策が多様化、複雑化してきている中で、危機管理体制の迅速性、機動性の向上、また全庁的な政策課題を迅速に解決していくために、政策を集中的に企画調整する体制を構築するために、危機管理担当理事及び経営戦略担当理事をそれぞれ市長直轄の職として新設をいたします。

また、同じく全庁的な政策課題を解決するために現在の政策企画部を総務部へ編入し、総合政策やSDGs、また各プロジェクトを担当するとともに、情報政策課、広報戦略課を廃止して、新たにDX推進監及び広報戦略監を設置することとしております。

また、政策的な視点で地域課題の解決を主導する部の創設により、第5次総合計画に定めた地域別計画を推進するため、現在の生活環境部を分割して新たに地域振興部を設置するとともに、地域政策課を設置して地域政策や交通政策を担当するということとしております。

また、その他といたしまして、学校施設の有効活用と放課後の児童の支援窓口を一元化するために、こども未来部と学校教育部の所管の一部を変更するとともに、健康福祉部をはじめ幾つかの課の名称を変更することとしております。

教育委員会の令和3年度の組織体制につきましては、戻って資料の1ページのほうをお願いしたいんですけども、今年の11月の定例会でご報告をさせていただきます。

ましたけども、改めてご説明いたしますと、まず学校教育部関係では教育総務課内に情報教育推進室を新たに設置してシステム導入やG I G Aスクール構想を迅速に進めるための体制を図ることとしております。また、青少年育成課の再編として、青少年育成課を学校教育部から生涯学習部へ移管するとともに、現在こども未来部保育課で所管しております放課後児童クラブや児童館の業務を青少年育成課へ移管し、学校施設の有効活用と放課後児童支援窓口の一体化を図ることとしております。また、幼稚園の移管として子ども・子育て支援法に基づき、子育て窓口の一本化を図ることとして、学校教育部からこども未来部へ幼稚園業務を移管することとしております。

このことを踏まえまして、報告第14号になりますけども、資料の24ページをお願いいたします。

令和3年度の組織機構の改革に伴う事務の移管について、このたび市長部局との協議が調ったため、補助執行により事務を執行するものでございます。

具体的には、25ページの3、補助執行の内容になりますけども、これまで学校教育部で行っていた幼稚園に関する事務について、職員の任免、その他人事に関することについては総務部の職員課、その他の事務についてはこども未来部保育課へ移管する。また、これまで保育課が行っていたいきいきこどもクラブの運営に関する事務、また児童館の管理運営に関する事務については生涯学習部青少年育成課に移管して、それぞれ補助執行により事務を行うこととしております。

また、4、教育委員会と市長部局の連携についてといたしまして、①から⑤に記載する事項については、引き続き教育委員会に議決を求める、または報告することとしており、定例会においてこども未来部長等関係職員が出席して説明をすることとしております。

報告第14号につきましては以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。よろしいですか。

報告第15号 行政手続きの見直しに係る「押印等の見直し」に伴う東広島市例規（教育委員会関係分）の一部改正について

- 津森教育長：それでは、報告第15号行政手続きの見直しに係る「押印等の見直し」に伴う東広島市例規の一部改正について、説明をお願いします。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：報告第15号行政手続きの見直しに係る「押印等の見直し」に伴う東広島市例規（教育委員会関係分）の一部改正についてご報告いたします。

まず、市全体の行政手続きの見直しに係る押印等の見直しの概要でございます。本市においては、新型コロナウイルス感染防止への対応や今後のポストコロナ時代を見据え、行政手続きのデジタル化を推進するため、全庁的に行政手続きの見直しを行っていくこととし、その一環として押印廃止に向けた取組を推進することとしており

ます。この取組に当たっては、市長部局における押印等の見直しに伴い、改正が必要となる条例の取りまとめを行い、一括改正条例案を令和3年第1回定例会に提出したところで、併せてその他の規則等の例規につきましても同様の取組を行うものでございます。

教育委員会といたしましても、同様の取組を行うもので、報告第15号分につきましては、市長より補助執行を受けている事務のうち、市長名で告示しております例規についてご報告するものでございます。教育委員会の例規につきましても、後ほど議案として提出させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、報告第15号についてご報告いたします。

まず、1の目的でございます。先ほどご説明いたしました全庁的に行政手続の見直しを行うこととし、押印廃止に向けた取組を推進することで、行政手続において市民の負担の軽減と利便性を図ることとし、関係する例規を一括して改正しようとするものでございます。

2の主な改正の概要についてでございますが、(1)基本方針に記載のとおり、行政手続において求めている押印等は、原則として廃止することとし、(2)対象となる手続につきましては、職員が行う各種手続等の内部手続も含め、各所属で所管する押印等を伴う手続全てとなっております。

3の見直しの内容でございます。教育委員会の各所管課で対象となります例規名と改正内容については、資料26ページから27ページの表中にお示ししておりますのでございます。改正内容につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、基本的に各例規の様式の削除及び東広島市補助金交付規則に記載のある条項は省略し、削除することとしており、その他の各例規について所要の規定を整備するものでございます。

資料28ページをお願いいたします。

この資料は、令和3年度に向けて押印等見直しに係る例規の改正について取りまとめた資料となっております。資料の内容については、左側から担当部局、課名、対象となる例規、その手続名、そして押印廃止か様式廃止かを該当する項目に丸を記しております。

このたびの説明につきましては、資料28ページの上の表、(1)報告第15号関係となりますが、ご覧いただきますとおり、対象となります例規の手続につきましては、全て様式を廃止するものでございます。

資料27ページにお戻りください。

4、施行日についてでございます。施行日につきましては、令和3年4月1日としておりますが、(2)の生涯学習部生涯学習課所管の要綱につきましては、国の法改正が既に施行されておりますことから、公布の日からの施行とさせていただいております。

報告第15号行政手続の見直しに係る「押印等の見直し」に伴う東広島市例規の一部改正についての報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

- 津森教育長：このことにつきまして、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。
よろしいですか。

報告第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の教育活動等の取組について

- 津森教育長：それでは、報告第16号新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の教育活動等の取組について、説明をお願いします。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：それでは、報告第16号新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の教育活動等の取組についてでございます。

資料2をご覧ください。

まず、1枚目の運動会、体育大会をご覧ください。

市教委の方針ですけれども、運動会、体育大会とそれから学習発表会、文化祭につきましては、どちらか一方を選択するか、両方実施するか、各校で判断するというふうにしておりました。一番上に書いてありますけれども、運動会、体育大会の実施は21校、代替実施が10校、中止が20校でした。実施につきましては、平日短時間での開催や低学年、中学年、高学年ごとに時間帯を分けるなどの取組が見られました。また、代替実施につきましては、体育参観日にしたり、短時間でスポーツフェスティバルとして実施したりしております。

次に、2枚目の学習発表会、文化祭をご覧ください。

実施39校、代替実施が7校、中止が5校でございます。実施につきましては、学年ごとに保護者を入れ替えること、そして観覧は1家庭2名までとすること、また2日に分けて実施するなどの取組が見られました。また、代替実施につきましては、参観日に保護者に公開、平日の午後に総合的な学習の時間や音楽の時間を活用して発表会を実施する等の取組が見られました。

次に、3枚目の参観日をご覧ください。

市教委の方針といたしましては、これも実施の有無につきましては各学校で判断するというようにしておりました。参観日の実施につきましては45校、中止は6校でした。実施につきましては、地域をA、Bの2つに分けて2日間で実施する、また廊下の窓を開け、参観できる場所を増やす、体調チェックシートの事前配付、提出などが見られました。

最後に、4枚目をご覧ください。4枚目は小学校の野外活動です。

野外活動の市教委の方針といたしましては、これも学校判断というふうにしておりました。実施する場合は、3密を可能な限り回避し、感染防止に努めるとしてまいりました。野外活動の実施は泊ありが22校、泊なしの実施が11校、中止が1校でございます。泊ありの実施につきましては、1泊2日に変更した学校が多く、自然の家などの施設や地域センターを利用しております。また、宿泊部屋での宿泊人数を制限したり、入浴人数を制限したりするなどの取組が見られました。泊なし実施につきましては、学校の体育館でキャンドルの集いを行ったり、校庭でキャンプファ

イアを行ったりしています。また、自然の家などを日帰りで活用ということしております。

なお、PTAの方の学校への協力体制でございますが、学校行事を変更したんですけれども、多くのPTAの方の協力を得て円滑に行うことができました。今年度は、PTA総会であるとか、PTAの講演会が中止になった学校も多かったのですが、代わりにPTA活動といたしまして、行事での保護者の誘導や椅子の消毒等を行っていただくことで教職員が余裕を持って児童・生徒の指導に当たることができたと報告を受けております。

なお、この学校の取組につきましては、本市の端末の共有フォルダーに入れており、市内の学校でいつでも共有ができるようにしております。

報告第16号につきましては以上です。

- 津森教育長：何かご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
- 坂越委員：各学校がすごく工夫されて、それぞれ一生懸命取り組んでられるという、これはもう基本的にいいことだなと思うんですけど、逆に教育委員会で何かガイドラインというか、方針を出してというような声が出ませんでしたか。隣の中学校はやっといるけれど、うちの中学校はやってないことで、保護者から何か話が出たり、そんなことはなかったんですか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：ございました。方針は出してはいるんですけども、相談がありましたので、その都度その相談にはお答えしたり、また教育委員会でしっかり議論を重ねて再度方向性を出したりというようなところはございました。
- 坂越委員：最終的には校長判断ということですか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：そうですね。参観日であるとか、学習発表会、運動会等も学校判断ということですよ。
- 坂越委員：ありがとうございます。
- 津森教育長：市民の方から声はなかったですか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：市民からそういったことはなかったです。
- 西村委員：参観日の取組を見ると、小学校は必ず全部実施しているんですけども、中学校は実施しているところとしていないところがあります。保護者の中では、やはりうちの中学校はしたけれども、うちはなかったと、あったところは特に問題はなかったと思うんです。全くなかった学校の保護者に関しては、どうしてうちの中学校はしていないのかというところが分かりづらく、そうなってくると、校長先生の判断じゃないかと、各学校の判断となると、校長先生がそう判断したということで、保護者としては一回でもあれば見に行きたかったという要望がとても多いです。コロナの状況もだんだん分かってきているので、少し学校で工夫をしながら、それに関して保護者がお手伝いできることがあればと思いますという意見もすごく多いです。ある学校では、参観日はなかったけれど、懇談会は1回あって、ふだん中学校の参観日や懇談になかなか来れない保護者さんが多いのに、そのときは参加者が

多かったです。いつもは仕事が忙しいから来られない保護者さんも懇談会に参加して、コロナ後の子供たちの様子を話したりとか、そういったものも見受けられたと。あるところとないところがあるという事実は、保護者だけでなく、子供にとっても影響は多少なからずともあると思います。次年度からは、もう少し工夫をしながら検討していただけたらと思います。

- 小川学校教育部次長兼指導課長：はい。またしっかり検討していきたいと思います。
- 津森教育長：年度当初、ある程度教育委員会から方針を示すことが必要だと。これは本当に年度初めの状況で、参観日はできないと先に決めていたのでしなかったということもあるかも分かりませんが、西村委員がおっしゃるようなご意見、コロナのほうも大分対応が落ち着いているので、来年度は実施できるように取り組んでいきたいと思います。
- 島本委員：こうやってまとめていただいたのは、参考になって、またこれから新しい行事の見直しに、できない理由を探すのではなく、できる方向を参考にし合うのはいいことだと、これが東広島の知恵だと思います。
- 津森教育長：ほかにないですか。
それでは、次へ参ります。

報告第17号 東広島市地域づくり推進助成事業補助金交付要綱の廃止について

- 津森教育長：報告第17号東広島市地域づくり推進助成事業補助金交付要綱の廃止について、説明をお願いします
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：資料31ページをお願いいたします。
報告第17号東広島市地域づくり推進助成事業補助金交付要綱の廃止についてご報告いたします。
この東広島市地域づくり推進助成事業補助金交付要綱は、市内各地域に設置されておりました地域生涯学習のまちづくり協議会が行う生涯学習の推進や生涯学習を通じた地域住民の交流の促進等のため、それを支援するため補助を行うものでございますが、各地域での住民自治協議会の設立に伴いまして、平成23年度から順次住民自治協議会へ交付されます地域づくり推進交付金に統合したところで、各地域に住民自治協議会が設立されました現在、当該補助金の実態がないことから、東広島市地域づくり推進助成事業補助金交付要綱を廃止するものでございます。
報告第17号東広島市地域づくり推進助成事業補助金交付要綱の廃止について報告は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 津森教育長：このことについて、ご意見、ご質問がございますでしょうか。
特にございません。
それでは次に参ります。

報告第18号 東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について

- 津森教育長：報告第18号東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について、説

明をお願いします。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：報告第18号東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正についてご報告いたします。

まず、本要綱は東広島市と教育委員会、水道局、消防局による合同訓令による要綱であることから、今回の一部改正につきましては東広島市教育委員会の議案として提出するものではなく、報告として説明をさせていただきます。

1の目的、概要についてでございます。

先ほど説明ございました令和3年度機構改革に伴い、当該要綱の一部改正を行うものでございます。

改正内容についてでございます。

本部会の構成員は、原則市の部長級としておりますが、今回の機構改革に伴い、会計管理者が部長級から次長級となる可能性があるため、会計管理者を削除するとともに、原則に合わせて各支所の長を削除するものでございます。

次に、幹事会の構成員については、各部局の幹事課長及び教育委員会においては全所属課長としておりますことから、資料のアからオまでの記載のとおり、改めるものでございます。

施行日についてでございますが、令和3年4月1日とさせていただきます。

報告第18号東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正についての報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

- 津森教育長：このことについて、ご質問、ご意見ございませんか。
では、次へ参ります。

報告第19号 東広島市体育協会の名称変更について

- 津森教育長：報告第19号東広島市体育協会の名称変更について、説明をお願いします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：それでは、報告第19号東広島市体育協会の名称変更についてご報告いたします。

資料の33ページをお願いいたします。

まず、1の趣旨でございます。

東広島市体育協会の名称変更について、令和3年3月に東広島市体育協会臨時協議会において、東広島市体育協会から東広島市スポーツ協会に改称することが決定されたので、報告するものでございます。

2の名称変更の理由についてでございます。

名称変更の理由につきまして、主に3つございます。1つ目は、体育及びスポーツの概念の変化が上げられておりました、現在の東広島市体育協会の実施事業、また活動の理念が生涯スポーツの考え方やシニアスポーツなどの普及振興にも注力をされているところでもあります。また、体育という教育的のみならず、スポーツの理念によりまして広くスポーツを推進、普及しているものであると言えるためで

ざいます。

また、2つ目におきましては、国において平成30年4月に日本体育協会から日本スポーツ協会へと名称変更を行われています。また、令和2年の体育の日をスポーツの日に改められまして、国民体育大会、国体につきましても令和5年の佐賀国体から佐賀国民スポーツ大会へと名称変更されることとなっております。

3つ目の都道府県の状況でございますが、裏のページを見ていただきたいと思いますんですが、全47都道府県の中で72%に当たります34の都道府県が既に体育協会からスポーツ協会へと名称変更されております。また、広島県におきましても、令和3年4月1日をもって、広島県スポーツ協会への名称変更をされるということを予定として伺っているところでございます。

なお、変更期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

市体育協会の名称変更についての報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長：ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 渡部教育長職務代理者：体育とスポーツは基本的に違う概念です。世界的にみんな体育ではなくてスポーツと言っているかということ、必ずしもそうではなく、スポーツ・アンド・フィジカルエデュケーションと、区別して使っています。今の協会は、いわゆるスポーツをやる人が多いので、スポーツ協会がいいと思います。体育のほうが広い概念であると理解しています。それぞれに重要な意味があるということを理解した上で、スポーツ協会の名称を使うことが大切と考えます。
- 津森教育長：ほかによろしいですか。

報告第20号 開館記念特別展「井上涼展版画スリスリびじゅチュ館」の開催について

- 津森教育長：それでは、報告第20号開館記念特別展「井上涼展版画スリスリびじゅチュ館」の開催について、説明をお願いします。
- 石井文化課長：それでは、報告第20号市立美術館開館記念特別展「井上涼展版画スリスリびじゅチュ館」の開催についてご報告いたします。

資料の35ページの資料をご覧ください。

この展覧会は令和3年度に市立美術館で開催する開館特別展3企画のうちの1つです。その企画は、美術を歌やアニメで分かりやすく紹介する「びじゅチューン」という番組がNHKのEテレのテレビで放送されておりますけれども、その中で作詞、作曲、歌、アニメーションなどの全てを手がけておりますアーティスト井上涼によります展覧会を4月9日から6月13日まで開催するものでございます。

これは、井上氏が東広島市に来られまして取材され制作された作品や、本市の美術館で所蔵しております版画を交えながら、版画の魅力を伝える展覧会となっております。会期中には、裏面、資料の36ページに示しておりますとおり、本人によりますアーティストトーク、それからコンサートをくらら小ホールの方で開催しますほか、版画制作を体験するワークショップも開催することとなっております。

資料に観覧料が書いてありますけれども、当日一般が1,200円、高校、大学生が700円、中学生以下は無料ということになっております。この価格設定はこちらのほうで設定したものでございますけれども、直近の同じような美術展みたいなことを熱海のMOA美術館や鹿児島霧島市などでも実施しております、鹿児島市におきましては一つの企画、これが2か月ちょっとあったんですけれども、今3万人超えを記録しているような大きな展覧会でございます。

教育委員の皆様方には、本展の開催についてのご案内をさせていただいておりますので、会期中にぜひご覧いただきますようお願いいたします。

美術館の開館記念特別展についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：このことにつきまして、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

小・中学校へはどういうふうで紹介するんですか。

- 石井文化課長：学校にも、こういう展覧会をやりますというご案内はしております。
- 津森教育長：関連イベントで、版画で作品を募集して、それを展示するのがあるじゃないですか。これは、しっかり学校に情報提供、協力を得ないといけないのではと思ったのですが。
- 石井文化課長：版画はワークショップがあるので、ある程度人数に限りがあります。一般の方が申し込まれるといっぱいになるかというのもあります。
- 津森教育長：4の版画で作ろうの分ですよ。この版画作品の募集は、誰でもいいでしょう。
- 石井文化課長：はい。4はウェブサイトのほうから誰でも応募ができるようになっていきます。
- 津森教育長：ウェブで見て、ほかの市町から応募してもいいわけですよ。だから、ほかの市から応募があつて、地元から来ないというのも、ちょっとさえないですよ。なので、学校に情報提供、協力を得ないといけないのではと思ったのですが。
- 石井文化課長：分かりました。
- 津森教育長：言ったらやる学校はあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項は終わりました。

議案審議に移ります。

議案第6号 東広島市教育委員会公印規則及び東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第7号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会職務権限規程の一部改正について

- 津森教育長：議案第6号東広島市教育委員会公印規則及び東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、及び議案第7号東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会職務権限規程の一部改正に

ついでに2件の議案を議題といたします。一括して議案の説明をお願いいたします。

- 直井学校教育部長兼教育総務課長：議案第6号及び議案第7号について一括してご説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

1、提案理由でございますけれども、令和3年4月1日付の機構改革に伴い、幼稚園に関する事務を市長部局へ補助執行させるとともに、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

4ページ以下が新旧対照表になりますけれども、先ほど機構改革の改正の中でご説明させていただいたとおり、こども未来部と学校教育部の所管の一部を変更して、それぞれ補助執行により事務を行うこと、また政策企画部を総務部へ編入し、またDX推進監を新設すること、また生活環境部を分割し、地域振興部を新設する等により、組織機構改革に伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

続いて、議案第7号の5ページをお願いいたします。

1、提案理由でございますが、令和3年4月1日付の機構改革に伴い、青少年育成課が学校教育部から生涯学習部に移ることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

10ページ以下が新旧対照表になりますけれども、青少年育成課を学校教育部から生涯学習部へ移管するとともに、現在青少年育成課で所管している業務のうち、青少年健全育成に関わる業務は生涯学習部へ、生徒指導に関わる業務は指導課へ移管すること等に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第6号及び議案第7号についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。ただいまの議案第6号及び議案第7号の規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

それでは、ないようですので、2件について1件ずつですけど採決いたします。

まず、議案第6号東広島市教育委員会公印規則及び東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会職務権限規程の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第8号 東広島市小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について

議案第9号 東広島市教育委員会後援取扱要綱の一部改正について

- 津森教育長：続いて、議案第8号東広島市小中学校の管理及び学校教育法の実施に関

する規則等の一部改正について、及び議案第9号東広島市教育委員会後援取扱要綱の一部改正についての2件の議案を議題といたします。一括して議案の説明をお願いいたします

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：議案第8号、議案第9号について一括して説明をさせていただきます。

両議案とも先ほど説明があった押印廃止に向けた関係の議案になります。

1、提案理由といたしましては、両議案とも利用者の利便性向上や事務効率化、また行政手続のデジタル化推進を図るため、全庁的な行政手続の見直しに係る押印廃止に向けた取組として、それぞれ規則及び要綱等の改正を行うものでございます。

先ほど、報告第15号の中での説明もありましたけども、資料の29ページの上のほうは議案第8号関係になります。現在、教育委員会で規定している各規則になりますけども、それぞれ規則に定めている各手続に係る申請書等について、右の欄に押印廃止に丸がしてあるものについては押印欄を削除するもの、また様式廃止に丸がしてあるものについては様式そのものを規則から削除して、新たに内規で定めることとしております。

また、(5)が議案第9号関係になりますけども、これも同様に東広島市教育委員会後援取扱要綱で規定している2つの手続についての申請書について押印欄を削除するもので、施行期日はそれぞれ令和3年4月1日としております。

議案第8号及び議案第9号についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの議案第8号及び議案第9号の規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

それでは、ないようですので、2件について1件ずつですけど採決いたします。

まず、議案第8号東広島市小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

提案のとおり決定いたします。

次に、議案第9号東広島市教育委員会後援取扱要綱の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

議案第10号 東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

- 津森教育長：次に、議案第10号東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 小川学校教育部次長兼指導課長：議案第10号東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正についてでございます。

資料は15ページでございます。

まず、1の改正理由でございますが、外国語指導助手の特別休暇についての規定を一部改正する必要があるためでございます。JETプログラムによる外国語指導

助手につきましては、勤務要件等を全国一律にするため、毎年度末に一般財団法人自治体国際化協会から外国語指導助手に関する規則の改正案が提起されております。本市におきましても、この案に基づき、規則の一部改正を行うものでございます。

それでは、具体的な内容につきましては、17ページの新旧対照表をご覧ください。

まず第14条第1項の中に(15)として下にございますが、第15号を加えております。これは、夏季における7月から9月までの期間内において、3日の範囲内で夏季休暇、特別休暇が取得できることを記載したものです。これまでも、市の会計年度任用職員制度に基づいて、夏季休暇は取得できておりましたが、このたび改めて明記しております。

次に、第14条の第2項において、特別休暇の有給休暇の扱いを変更いたしました。このことにより、第13号妊産婦休暇及び第14号の母体保護のための通勤緩和が有給休暇となります。

議案第10号につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

- 津森教育長：これについて何かございますか。
- 渡部教育長職務代理者：17ページの左の(15)の赤い字で書いてある中で、3行目のところの1の年の7月からとありますが、この1というのはどういうことですか。
- 津森教育長：例規上、こういう表現はよくあるんですか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：確認をしてみます。
- 田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長：1の年とは1暦年ということを目指す言い方のようです。暦というのは太陰暦とか太陽暦の暦というふうな、1暦年というものを指すときに1の年という表現をするんだそうです。法制用語です。
- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございます。
- 津森教育長：今年は結局、外国語指導助手全員が揃わなかったですね。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：はい。19名のうち15名でした。
- 津森教育長：来れなかったんですね。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：はい。予定では、来年度はまた来るようになっております。19名そろうということになっております。
- 津森教育長：分かりました。

ほかには何かありますか。

それでは、議案第10号につきまして、特に意見がなければ原案のとおり可決することとしてよろしいでございますか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第11号 東広島市学校安全ボランティア表彰要綱の一部改正について

- 津森教育長：議案第11号東広島市学校安全ボランティア表彰要綱の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 小島青少年育成課長：議案第11号東広島市学校安全ボランティア表彰要綱の一部改正について説明をさせていただきます。

資料は19ページをご覧ください。

提案理由は、令和3年4月1日からの機構改革に伴い、東広島市学校安全ボランティア表彰に係る審査委員会の庶務を担当する課を学校教育部青少年育成課から学校教育部指導課に変更するためであります。

具体的な改正箇所につきましては、資料21ページの新旧対照表のほうをご覧ください。

東広島市学校安全ボランティア表彰要綱第8条中の学校教育部青少年育成課の表記を東広島市教育委員会事務局と改正し、別紙様式中の年号の表記も改めるものでございます。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：ご意見、ご質問があればお願いいたします。

特にご質問はないようなので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

では、提案のとおり決定いたします。

議案第12号 東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正について

- 津森教育長：議案第12号東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：議案第12号東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由についてでございますが、令和3年4月1日付の機構改革及び行政手続の見直しに係る押印等の見直しによりまして、当該要綱の一部を改正するものでございます。

資料は22ページでございます。

2の改正案についてでございますけれども、資料23ページでございますとおり、2つの様式を削除すること、また放課後子供教室の担当課を生涯学習部生涯学習課から生涯学習部青少年育成課に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日とさせていただきます。

議案第12号東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：ご意見、ご質問があればお願いいたします。

特にご意見はございませんでしょうか。

なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第13号 東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

- 津森教育長：議案第13号東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部改

正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：それでは、ただいま配付いたしました資料、議案第13号でございます。東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正についてでございます。

まず、本案を提案するに至った経緯でございますが、小・中学校の教職員を対象といたしましたアンケート調査の結果、この学校体育施設開放事業に関わる事務の先生方の負担感が非常に上位になっております。そういったことから、働き方改革の一環として事務処理の一部を電子化し、利用申請や利用照会といった各種の手続の簡素化及び事務担当教職員の業務負担の軽減と利用者の利便性の向上を図ることを目的といたしまして、公共施設予約システムを導入するものでございます。

1の提案理由につきましては、東広島市立小・中学校体育施設の開放について、開放の日時を変更するとともに、公共施設予約システムの導入に伴う当該システムに係る利用の申込みの手続に関する規定の追加、その他所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものでございます。

2の改正案でございますが、2枚目をお願いいたします。

東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正するものでございまして、4枚目、5枚目に新旧対照表を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

主な改正内容でございますが、第5条第1項中の「開放の日時」を「学校体育施設の開放」に、「別表のとおり」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日時を行うもの」に改め、同項に次の各号を加えるものでございます。

(1)のスポーツ開放、市立小・中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第17条第1項に規定する休業日の午前9時から午後6時まで、(2)夜間スポーツ開放については、1月1日から12月31日までの午後6時から午後10時まででございます。

続いて、第8条中の変更点でございますが、ここにつきましては現在の申込方法を生かしつつ、予約システムによる予約申請を加えたものに変更したものでございます。

1ページに戻っていただきまして、3の施行期日につきましては、令和3年4月1日からとしております。

ご説明は以上でございますが、公共システムの手続、主な変更点につきましては、別紙資料を添付させていただいておりますので、ご確認をしていただきたいと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 津森教育長：このことにつきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
- 京極委員：開放日というのは、休業日ということになってはいますが、これは日曜日とか祝日だとかということになるんですかね。実際、クラブで利用したりとかはしていないのですか。

- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：休業日は学校の管理及び学校教育法に関する規則に定められておりまして、祝日、土日あるいは学校の各休業日で定めているんですが、基本的には全て開放するとなっております。ただし、学校長の判断で休業日を変更することも可能ということになっております。
- 京極委員：実際は、そんなに多くはないということになるんですか。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：利用は多いです。夜間は社会人がソフトボールなどで学校のグラウンドを使用しています。
- 京極委員：体育館は結構使っているんじゃないかという気がします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：体育館は、バレーボール、卓球、バドミントン等の利用でどこの学校も空きがない状況でございます。
- 京極委員：ありがとうございます。
- 西村委員：利用者が空き状況なども確認できるので、すごくいいなと思います。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：今までは空き状況を学校に問い合わせをし、使用申請書を持っていき先生方は申請書に基づいて納付書を書いていました。そういうところをシステム化を図って先生方の負担の軽減をしつつ、使用料も口座から落とすということで、利用者にとっても利便性の向上を図っていきたいという取組でございます。
- 津森教育長：ほかにはありませんか。
 それでは、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
 では、提案のとおり決定いたします。

議案第14号 東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部改正について

- 津森教育長：次に、議案第14号東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 石井文化課長：それでは、議案第14号東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部改正についてご説明申し上げます。
 資料は議案のほうの25ページになります。
 まず、提案理由でございますけれども、東広島市歴史文化基本構想策定委員会では、本市歴史文化基本構想を策定した後、さらに文化財保存活用計画を策定するため、審議を続けていただいているところでございますけれども、規則では平成33年3月1日までの任期とされておりましたが、十分な審議を尽くし、本市の文化財保存活用計画を策定するための委員の任期を延長するため、この議案を提出するものでございます。
 改正案でございますけれども、2の改正案は、26ページで、内容は27ページの新旧対照表にございます。変更点でございます。第4条のところ、今現在が令和3年3月31日までということになっておりますが、その部分を、諮問事項の調査審議が終了する日までに、それから、附則の2のところは削除するというような内容でございます。

25ページに戻りまして、施行期日は令和3年4月1日であります。

なお、この任期の終期につきまして、ちょっと曖昧な書き方をさせていただいておりますけれども、目安としては2年として考えております。

説明については以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございます。何かご意見、ご質問がございますでしょうか。特になければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第15号 東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則の廃止について

- 津森教育長：それでは、議案第15号東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則の廃止についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 石井文化課長：それでは、議案第15号東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則の廃止についてご説明申し上げます。
資料は28ページでございます。
提案理由でございます。
東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査の終了に伴いまして、東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会を廃止するため、この議案を提出するものでございます。
改正案につきましては、隣の29ページに掲載されております。
施行期日につきましては、令和3年4月1日になります。
なお、本規則の根拠となりました附属機関の設置に関する条例につきましては、3月2日付で市議会のほうの議決を受けまして、令和3年4月1日にこの部分が削除されることとなっております。
説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 津森教育長：ただいまの議案第15号東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則の廃止について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
特にご質問はないようなので、採決させていただきます。
原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。
以上で議案は終了いたしました。
その他に移りたいと思います。

その他ア 令和2年度末辞・退職者辞令交付式及び令和3年度県費負担教職員辞令交付式について

- 津森教育長：その他のア、令和2年度末辞・退職者辞令交付式及び令和3年度県費負担教職員辞令交付式について、説明をお願いします。

- 神笠学事課長：それでは、その他の1ページをご覧ください。

令和2年度末辞・退職者辞令交付式についてですが、今年度は定年退職が41名、応募認定退職が3名、自己都合退職が9名、合わせて計53名の教職員が退職いたします。このうち、定年退職と応募認定退職の44名について辞令交付式を行い、退職辞令の交付とともに県教育委らの感謝状を贈呈することとなっております。

日時は3月31日水曜日13時30分から、場所は市民文化センターアザレアホールで実施いたします。この式への教育委員の皆様のご出席はございませんので、ご承知おきください。

続いて、2ページをご覧ください。

令和3年度県費負担教職員辞令交付式についてですが、日時は4月1日木曜日10時から、場所は市民文化センターアザレアホールにおいて実施いたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、今回も参加者を限定し、1部、2部構成で実施をする予定としております。本日、参加いただける委員の皆様にはご案内を既にさせていただいておりますが、式の中で委員の皆様のご紹介をさせていただく予定となっておりますので、よろしくお祈いします。

なお、当日は9時40分までに2階の研修室3にお越しください。

令和2年度末辞・退職者辞令交付式及び令和3年度県費負担教職員辞令交付式については以上でございます。よろしくお祈いします。

- 津森教育長：これは、辞・退職者のほうですが、自己都合9名とおっしゃっていましたが、どういう事情ですか。
- 神笠学事課長：結婚されるというのもありますし、中には例年多くなっているのが、辞めてもう一回広島市の教員を受け直すという方も二、三人いらっしゃいます。
- 津森教育長：分かりました。

その他イ 史跡三ッ城古墳における器物損壊事件の発生について

- 津森教育長：それでは次に、史跡三ッ城古墳における器物損壊事件の発生について、説明をお願いします。
- 石井文化課長：その他のイ、その他の3ページでございますけれども、史跡三ッ城古墳における器物損壊事件の発生についてご報告いたします。

発生した日時でございますが、令和3年2月28日の14時から3月1日月曜日の15時までの間に発生したものでございます。

発生した場所でございますが、西条中央にございます三ッ城古墳の頂上、下のほうに写真を載せておりますけれども、一番先端部の埴輪が1本ほど破碎され、その破片が散乱していることを確認いたしました。被害総額は約9万円と想定されます。現在警察による捜査が行われております。また、被害届を出しましたところ、史跡の中でございましたので、文化庁に対して毀損がありましたということで、き損届を提出いたしました。再発を防止するという観点から、市の報道機関、プレスリリースを行いまして中国新聞など新聞社が4社、RCCなどテレビ局2社にご協

力いただきまして、注意喚起を行ったところでございます。

報告は以上でございます。

- 津森教育長：もう一か所なかったですか。
- 石井文化課長：今回の事件に関わるものは1件で、その以前に自然に壊れたものがありまして、そこら辺幾つか破損していたものもございました。現場検証が終わった後に、ちょっと当たって倒れるとかというものがあってもいけませんので、そのような危ないものは全て撤去させていただいております。
- 津森教育長：人為的にやらないと、こうはならないということですね。
- 石井文化課長：はい。それと、ここだけではなく、石の階段があるんですけども、こちらのほうにバラバラとまき散らかした状態になっておりました。いたずらかもしれませんが、人為的なものだと判断しました。広報等で注意喚起しております。
- 津森教育長：ありがとうございます。

その他ウ 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：それでは、次回教育委員会定例会の日程について、説明してください。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：次回、来月4月の定例会の日程については、第4木曜日の4月22日木曜日15時から、201会議室でお願いしたいと考えております。

その次の5月につきましても、同じく第4木曜日で5月27日木曜日、時間は15時からお願いしたいと考えております。スケジュール調整のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 津森教育長：ご都合はいかがでしょう。
- 坂越委員：確認ですが、5月ぐらいに施設見学を入れていたような気がするんですが。
- 津森教育長：市内の視察ですね。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：前は5月にやっていた時期もあったんですけども、最近は秋へ変えました。
- 津森教育長：それでは、4月は22日、5月は27日15時から、場所はこちらということで決定いたします。よろしくお願ひいたします。

以上で本日の議題は報告第11号以外全て終了いたしました。

その他、事務局から何かございますか。

委員の皆様から何かございますか。

ないようでしたら、それでは報告第11号に移る前に学事課以外の職員は退室してください。

暫時休憩いたします。

(休憩)

報告第11号 臨時代理の報告について（県費負担教職員（管理職）の人事異動の内甲に
ついて【非公開】

閉会 午後3時34分